

工事成績採点の考查項目別運用表(建築等)

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を、評価すべき項目でないなら□を、評価対象外なら空白を選択する。(※施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

(監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	I.施工体制一般	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結日(余裕期間設定工事の場合は、工事着手日)から起算して5日以内に、請負代金内訳書及び工程表が提出された。(※施工プロ 1) ・ 工事カルテの登録申請(契約金額500万円以上)は、事前に監督員の確認を受けた上で、契約締結後10日以内に行われていた。(※施工プロ 2) ・ 「建設業許可票」の標識を公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。(※施工プロ 3) ・ 「労災保険関係成立票」の標識を正しく記載し、かつ現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ 4) ・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示すると共に、証紙の配布を受払簿により適切に管理し、「掛金収納書」を提出した。(※施工プロ 5, 6) ・ 「作業主任者一覧表」を現場の見やすい場所に掲示している。 ・ 施工体制台帳・施工体系図が整備され、施工体系図が現場及び公衆の見やすい場所に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ 7~10) ・ 作業分担と責任の範囲が、下請け業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されている。(※施工プロ 11) ・ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ・ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ・ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ・ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整えている。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <p>その他(――)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p>上記該当であれば e</p>		

評価値が90%以上 a

評価値が80%以上～90%未満 b

評価値が60%以上～80%未満 c

評価値が60%未満 d

※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{} \%$$

評価

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1.施工体制	II.配置技術者 (現場代理人等)	「評価対象項目」 <ul style="list-style-type: none">・ 現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除), 施工計画や工事に係る工程, 技術的事項を把握し, 主体的に係わっている。(※施工プロ 12)・ 現場代理人として, 監督員との連絡調整を書面等で行っている。(連絡は除く)(※施工プロ 13)・ 現場代理人は, 受注者が委任した事項について適切に処理をしている。(約款第11条)・ 作業に必要な専門技術者や作業主任者を選任し, 配置している。(※施工プロ 14, 15)・ 技術者としての要件を資格者証等により確認した。(※施工プロ 16)・ 監理(主任)技術者が, 明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(※施工プロ 17~20)・ 契約書・設計図書・指針等を良く理解し, 現場に反映して工事を行っている。・ 下請の施工体制及び施工状況を把握し, 技術的な指導を行っている。・ 施工上の課題となる条件(作業環境・気象・地質等)への対応を図っている。・ 異常時・緊急時の対応, 情報伝達, 組織等が確立され, 連絡先一覧表を現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ 21)・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <p>その他(――)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置技術者に関して, 監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置技術者に関して, 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p>上記該当であれば e</p>		
		評価値が90%以上 a 評価値が80%以上~90%未満 b 評価値が60%以上~80%未満 c 評価値が60%未満 d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする		$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{0}$ <p style="text-align: right;">% 評価</p>		

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である		
2.施工状況	I.施工管理	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結日(余裕期間設定工事の場合は、工事着手日)から起算して5日以内に、工事に着手した。(※施工プロ 22) ・ 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、現場と相違があった場合、その事実が確認できる資料を書面等で提出した。(※施工プロ 23, 24) ・ 施工に先立ち、「施工計画書」を監督員に提出した。(変更を含む)(※施工プロ 25) ・ 「施工計画書」の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映している。(※施工プロ 26) ・ 「施工計画書」の記載内容と現場施工方法、施工体制等が一致している。(※施工プロ 27, 28) ・ 使用する建築材料・設備機材の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ・ 日常の出来形管理・品質管理が適時・的確に行われていることが書面等で確認できる。(※施工プロ 29) ・ 自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面等で確認できる。(※施工プロ 30) ・ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。(※施工プロ 31) (該当項目数:請負金額2千万円未満3以上, 1億円未満4以上, 3億円未満6以上, 3億円以上9以上) ・ 段階確認及び立会いの手続きが書面等で事前に行われ、段階確認等が適切な時期に行われている。(※施工プロ 32) ・ 工事記録写真・工事打合せ簿等が適時・的確に整理されている。 ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切に行われている。(※施工プロ 33, 34) ・ 指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。(※施工プロ 35) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <p>その他(——)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p>上記該当であれば e</p>					
<p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上~90%未満 b 評価値が60%以上~80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>						$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{}\%$ <p>評価</p> <p><input type="text"/></p>		

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2.施工状況	II. 工程管理	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。(※施工プロ 36) ・ 現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 37) ・ 近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 38) ・ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ・ 官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。(※施工プロ 39) ・ 施工計画書に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんどない。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <p>その他(____)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p>上記該当であれば e</p>		

評価値が90%以上 a

評価値が80%以上～90%未満 b

評価値が60%以上～80%未満 c

評価値が60%未満 d

※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{}\%$$

評価

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
2.施工状況	III.安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		「評価対象項目」					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ 40) ・ 安全教育・訓練等を適時・的確に実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 41) ・ 安全巡視・安全ミーティング(KY)等を実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 42) ・ 店社パトロールを1回/月程度実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 43) ・ 災害防止協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。(※施工プロ 44) ・ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ・ 使用機械・車両及び工具等の点検整備等が管理され、記録が整備されている。(※施工プロ 45) ・ 過積載防止に十分取り組んでいる記録がある。(※施工プロ 46) ・ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録が整備されている。(※施工プロ 47) ・ 仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施された記録がある。(※施工プロ 48, 49) ・ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ・ 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ 50) ・ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正指示した記録がある。(※施工プロ 51) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <p>その他(→)</p>							
<p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上～90%未満 b 評価値が60%以上～80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする</p>							
$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{}\%$ <p>評価</p> <p></p>							

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	IV.对外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
「評価対象項目」						
<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った記録がある。(※施工プロ 52) ・工事施工にあたり地域住民等との適切な折衝及び調整を行った記録がある。(※施工プロ 53) ・工事の目的及び内容を、工事看板等により地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ・第三者からの苦情がない。(※施工プロ 54) ・地域住民等からの苦情等に対して的確な対応を行い、以後のトラブルがない。(※施工プロ 55) ・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力をしている記録がある。(※施工プロ 56) ・「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 <p>その他(____)</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・对外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・对外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p>上記該当であれば e</p>
評価値が90%以上 a 評価値が80%以上～90%未満 b 評価値が60%以上～80%未満 c 評価値が60%未満 d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする						$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{0\%}$ <p>評価</p> <p><input type="text"/></p>

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ・ 施工図等が、設計図書を満足している。 ・ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ・ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ・ 出来形の管理記録が適切に整備されており、結果が良好である。 ・ 出来形の管理方法を工夫している。 ・ 不可視部分となる出来形が、工事写真・施工記録により確認できる。 ・ 工事写真が、工事写真の管理基準に基づいて撮影され、判り易く整理されている。 ・ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 <p>その他(→)</p> <p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>【出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 <p>上記該当であれば e</p>		

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{}\%$$

評価

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	建築工事 (新築)	<p>「評価対象項目」 (躯体工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ・ 品質確認記録の内容が、適切である。 ・ 品質管理方法が明確で、品質確保に工夫が見られる。 ・ 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。 ・ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ・ 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 <p>その他(――) (仕上げ工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ・ 品質確認記録の内容が、適切である。 ・ 品質管理方法が明確で、品質確保に工夫が見られる。 ・ 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。 ・ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ・ 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 <p>その他(――)</p> <p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>【品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。】</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 <p>上記該当であれば e</p>	

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{}\%$$

評価

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質 (改修)	建築工事 (改修)	<p>「評価対象項目」 (躯体工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ・ 品質確認記録の内容が、適切である。 ・ 品質管理方法が明確で、品質確保に工夫が見られる。 ・ 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。 ・ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ・ 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 <p>その他(――) (仕上げ工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ・ 品質確認記録の内容が、適切である。 ・ 品質管理方法が明確で、品質確保に工夫が見られる。 ・ 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。 ・ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ・ 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 <p>その他(――)</p> <p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>【品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。】</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 <p>上記該当であれば e</p>	

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{}\%$$

評価

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e	
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	電気設備 工事 電気通信 工事	<p>「評価対象項目」 (機材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機材の品質及び形状が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ・ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明が整備されている。 <p>(施工)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ・ 品質確認記録の内容が、適切である。 ・ システムの性能及び機能に関する試運転・確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ・ 機材及び施工の品質が、良好である。 ・ 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 <p>その他(_____)</p> <p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>【品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 <p>上記該当であれば e</p>				

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{}\%$$

評価

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	機械設備 工事	<p>「評価対象項目」</p> <p>(機材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機材の品質及び形状が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ・ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明が整備されている。 <p>(施工)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ・ 品質確認記録の内容が、適切である。 ・ システムの性能及び機能に関する試運転・確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ・ 機材及び施工の品質が、良好である。 ・ 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 <p>その他(_____)</p> <p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>【品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 <p>上記該当であれば e</p>		

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{}\%$$

評価

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	外構工事	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ・ 品質確認記録の内容が、適切である。 ・ 品質管理方法が明確で、品質確保に工夫が見られる。 ・ 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。 ・ 工事における施工の品質が、良好である。 ・ 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 <p>その他(_____)</p> <p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>【品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。】</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 <p>上記該当であれば e</p>	

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{}\%$$

評価

別紙-1 ⑬

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を、評価すべき項目でないなら・を選択する。

(監督員)

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e			
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	解体工事	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振動、騒音・粉塵・汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工している。 ・ 供用中の道路・住宅等に影響を及ぼさないよう施工している。 ・ 本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないよう施工している。 ・ 取り壊し殻を分離し、それぞれ収集運搬・処理が適正に行われていることが、産業廃棄物管理票(マニフェスト)で確認できる。 ・ 不可視部分の工事写真・施工記録が整備されている。 ・ その他の事項について設計図書に基づいて施工されている。 ・ その他() <p>確認項目の該当4項目以上 a 確認項目の該当3項目 b 確認項目の該当2項目以下 c</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば d</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p>上記該当であれば e</p>			
									<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">評価する項目数</td> <td style="padding: 2px;">評価</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	評価する項目数
評価する項目数	評価									

【記入方法】創意工夫キーワードの該当する項目の・に■マーク、評価項目の・にも■マークを記入する。

(監督員・担当係長等)

調査項目	細別	1.創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)										施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)
5. 創意工夫	I 創意工夫 キーワード評価	1.準備・後片付け関係	・ 1. 測量・位置出しにおける工夫 ・ 2. 現地調査方法の工夫 ・ 3. その他()									・	・	・	・	・()
		2.施工関係	・ 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ・ 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ・ 6. 土工事、地業工事、鉄骨建方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ・ 7. 部材・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫 ・ 8. 電気工事等の配線・配管等の工夫 ・ 9. 空調設備・衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫 ・ 10. 照明・視界確保等の工夫 ・ 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ・ 12. 連搬車両・施工機械等の工夫 ・ 13. 型枠、足場、山留等の仮設工関係の工夫 ・ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 ・ 15. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ・ 16. 改修工事等における仮設施工の工夫 ・ 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ・ 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ・ 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ・ 20. その他()									・	・	・	・	・()
		3.品質関係	・ 21. 集計ソフト等の活用と工夫 ・ 22. 軀体工事の品質管理の工夫 ・ 23. 材料の検査・試験に関する工夫 ・ 24. 施工の検査・試験に関する工夫 ・ 25. 品質記録方法の工夫 ・ 26. その他()									・	・	・	・	・()
		4.安全衛生関係	・ 27. 安全仮設設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等) ・ 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ・ 29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ・ 30. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ・ 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ・ 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ・ 33. 作業時における作業環境改善等の工夫 ・ 34. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ・ 35. その他()									・	・	・	・	・()
		5.施工管理関係	・ 36. 出来形管理等に関する工夫 ・ 37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ・ 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ・ 39. CAD、施工管理ソフト等の活用 ・ 40. CALSを活用した施工管理の工夫 ・ 41. その他()									・	・	・	・	・()
		6.その他	・ <新技術活用> ・ 42. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 (＊本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。) ・ 43. 営繕工事における「週休2日適用工事」実施要領により「月単位の4週8休以上」を達成した。 ・ 44. その他()									・	・	・	・	・()
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点	点	【創意工夫の詳細】												
		※特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。														
		※該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。														
		※1項目1点とする。(6. 新技術活用を除く。)														
		※加点は+7点～0点の範囲とする。														

※1. 上記の調査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

※2. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。

※3. 「担当係長等」が評価する「4.工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. 創意工夫の詳細欄は、特に詳細に記述すべき内容がある場合に記述する。